

『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律』
(鳥獣保護法)

「鳥獣保護法(第3条)」に基づき

環境省 ⇒ 基本指針を作成

- I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
- II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

基本指針の
告示
(平成23年8月頃)

基本指針の主な変更点

- 1 生物多様性の保全
 - 鳥獣の保護管理は生物多様性の保全において重要
 - 生物多様性基本法やCOP10の成果を踏まえて推進
 - 外来生物対策においても重要な役割を果たしていることを認識
- 2 特定鳥獣の保護管理の推進
 - 鳥獣保護区における農林業被害対策のための捕獲を適切に実施することを明記
 - 農林業被害の防止の目的で狩猟免許を有しない農林業者が自らの事業地内において困いわなを用いて有害鳥獣捕獲することを認めることができる旨の記述を追加
 - 法人が複数人により、銃器を用いないで有害鳥獣捕獲を行う場合において、その従事者の中に狩猟免許を有しない者を含むことを認めることができる旨の記述を追加(特区制度の全国展開)
- 3 感染症への対応
 - 高病原性鳥インフルエンザ等感染症対策は、生物多様性保全にも寄与
 - 社会的経済的なニーズも大きいことから積極的に推進
- 4 その他
 - (1)愛玩のための飼養目的での捕獲
現在はメジロのみが許可対象となっているが、密猟を助長するおそれが指摘されていることから、原則として許可しないこととし、今後、廃止を検討
 - (2)傷病鳥獣救護の基本的対応
救護に当たっては、収容すべき目的や意識を明確にし、これらを踏まえた収容すべき鳥獣種の選定等を検討

※基本指針等の資料：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13766&mode=print>

「鳥獣保護法(第4条)」に基づき 大阪府 ⇒ 鳥獣保護事業計画を作成

諮問内容 第11次大阪府鳥獣保護事業計画(案)

基本理念

- 人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全

- 1 鳥獣保護事業計画の計画期間
平成24年4月1日～29年3月31日(5ヶ年間)
- 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
 - ①鳥獣保護区の指定
 - 計画開始：18箇所 12,801ha ⇒ 計画終了：18箇所 12,913ha
 - 変更指定(区域拡大) 1箇所 304ha(112ha増)
※紀泉高原鳥獣保護区(岬町域)
 - 期間更新 7箇所 5,582ha
 - 鳥獣保護区における農林業被害対策のための捕獲を適切に実施することにより、指定に関する関係者の理解を促されるよう努める
 - ②特別保護地区の指定
 - 計画開始：1箇所 70ha ⇒ 計画終了：1箇所 70ha
 - 更新指定 1箇所 70ha
- 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
 - 個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、人工増殖の可能性を検討
 - 被害のおそれがなく、効果が認められる場合においては、放鳥の可能性を検討
- 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
 - 外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な捕獲を行う
 - 捕獲した個体の適切な処分等安全性の確保の観点から、狩猟免許を有しない農林業者の有害鳥獣捕獲は認めない
 - 捕獲技術等安全性の確保の観点から狩猟免許を有しない者を従事者の中にも含めることを認めない
 - 愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない
- 5 特定猟具使用禁止区域に関する事項
 - 計画開始：73箇所 120,921ha ⇒ 計画終了：74箇所 121,094ha
 - 新規指定 1箇所 149ha ●変更指定(区域拡大) 1箇所 844ha(24ha増)
 - 再指定 26箇所 18,150ha
- 6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
 - 大阪府シカ保護管理計画(第3期計画)及びイノシシ保護管理計画(第2期計画)の策定
 - 平成24年4月1日～29年3月31日(5ヶ年間)
- 7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- 8 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
- 9 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
 - 傷病鳥獣への対応について、救護する鳥獣種は原則として農林水産業被害や生活環境被害の原因となっているものを除く
 - 「大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領」等に基づく動物由来感染症への迅速かつ的確に対応